

公益社団法人東京都医師会

理事（疾病対策担当） 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和2年1月24日付事務連絡により、対応をお願いしているところです。

この度、厚生労働省から発出された、令和2年2月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」を受け、都としては帰国者・接触者外来を設置することとなりました。

2月7日以降、帰国者及び接触者の方で症状がある方については、各保健所に設置される帰国者・接触者電話相談センターにて相談を受理し、二次医療圏に最低一か所ずつ設置される帰国者・接触者外来の受診を誘導することになります。

については、下記の要件に該当する症例がありました場合には、貴医療機関の所在地を管轄する帰国者・接触者電話相談センターまで情報提供をいただけますよう、貴会所属の医療機関への周知方よろしく願いいたします。

また、都内保健所、都内各病院及び各感染症診療協力医療機関に対しましては、本件について別途通知しておりますことを申し添えます。

なお、令和2年1月24日付事務連絡「新型コロナウイルスに関する検査対応について」は、廃止します。

記

1 帰国者・接触者電話相談センターに情報提供いただく症例（報告要件）

下記のいずれかに該当する患者については報告をお願いいたします。

- (1) 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの。

（※1）濃厚接触者は次の範囲に該当するものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しく

は介護していたもの

- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの

(※2) 対象地域

WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域を指す。

(令和2年2月7日現在：中華人民共和国湖北省)

※対象地域については、発生状況に応じ変更される場合があります。

2 帰国者・接触者電話相談センターについて

新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある方からの相談に対応するため、帰国者・接触者電話相談センターを設置しています。帰国者・接触者電話相談センターの連絡先、開設時間等詳細については、別添資料を御参照ください。

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 防疫担当

電話 03-5320-4482

都内各病院管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和2年1月24日付事務連絡により、対応をお願いしているところです。

この度、厚生労働省から発出された、令和2年2月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」を受け、都としては帰国者・接触者外来を設置することとなりました。

2月7日以降、帰国者及び接触者の方で症状がある方については、各保健所に設置される帰国者・接触者電話相談センターにて相談を受理し、二次医療圏に最低一か所ずつ設置される帰国者・接触者外来を案内することになります。

については、下記の要件に該当する症例がありました場合には、貴医療機関の所在地を管轄する帰国者・接触者電話相談センターまで情報提供をいただけますよう、貴院関係職員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、令和2年1月24日付事務連絡「新型コロナウイルスに関する検査対応について」は、廃止します。

記

1 帰国者・接触者電話相談センターに情報提供いただく症例（報告要件）

下記のいずれかに該当する患者については報告をお願いいたします。

- (1) 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの。

（※1）濃厚接触者は次の範囲に該当するものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空

機内等を含む) があったもの

- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの

(※2) 対象地域

WHO の公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域を指す。

(令和2年2月7日現在：中華人民共和国湖北省)

※対象地域については、発生状況に応じ変更される場合があります。

2 帰国者・接触者電話相談センターについて

新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのある方からの相談に対応するため、帰国者・接触者電話相談センターを設置しています。帰国者・接触者電話相談センターの連絡先、開設時間等詳細については、別添資料を御参照ください。

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 防疫担当

電話 03-5320-4482

感染症診療協力医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

平素より都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する対応については、令和2年1月24日付事務連絡により、また帰国者・接触者外来につきましては、令和2年2月4日付31福保健感第1810号、31福保医政第1876号により、設置のお願いをしているところです。

つきましては、帰国者・接触者外来を設置した診療協力医療機関においては、下記の要件に該当する症例があった場合には、保健所（帰国者・接触者電話相談センター）から診察依頼がありますので、診療いただきますよう、また、診療に当たっては、標準予防策及び飛沫感染対策を徹底していただけますよう、貴院関係職員への周知方よろしく願いいたします。

なお、当該患者の検体に係るウイルス遺伝子検査を実施する場合があります。また、情報提供いただいた症例については、都から厚生労働省に報告いたしますので、御承知おきのほどお願い申し上げます。

また、公益社団法人東京都医師会及び都内各病院に対しましては、本件について別途通知しておりますことを申し添えます。

なお、令和2年1月24日付事務連絡「新型コロナウイルスに関する検査対応について」は、廃止します。

記

1 情報提供いただく症例（報告要件）

下記のいずれかに該当する患者については報告をお願いいたします。

- (1) 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (2) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたもの
- (3) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（※2）に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴（※1）があるもの
- (4) 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したものの。

（※1）濃厚接触者は次の範囲に該当するものとする。

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しく

は介護していたもの

- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの

(※2) 対象地域

WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域を指す。
(令和2年2月7日現在：中華人民共和国湖北省)

※対象地域については、発生状況に応じ変更される場合があります。

2 診療した結果の報告先等

診療した結果については、依頼元保健所(帰国者・接触者電話相談センター)へご報告をお願いいたします。帰国者・接触者電話相談センターの連絡先等については、別添資料をご確認ください。

3 ウイルス遺伝子検査

保健所(帰国者・接触者電話相談センター)への情報提供があった症例については、保健所と都感染症対策課で要件に該当することを確認の上、東京都健康安全研究センターにおいて患者検体のウイルス遺伝子検査を実施します。

4 事務手続きについて

- (1) 保健所(帰国者・接触者電話相談センター)からの連絡を受け、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察する。
- (2) 医療機関は「新型コロナウイルス感染症 連絡票 (Ver.3)」記入の上、依頼元保健所(帰国者・接触者電話相談センター)に報告する。
- (3) 依頼元保健所は報告要件に該当するかを確認する。
- (4) 依頼元保健所と都(感染症対策課)において協議の上、PCR検査実施の可否を決定する。
- (5) 依頼元保健所は医療機関に、PCR検査実施の可否について連絡する。
- (6) 医療機関所在地保健所は、医療機関と連絡を取り、当該患者の検体(原則として咽頭拭い液、可能な場合は喀痰も採取)を確保する。
- (7) 医療機関所在地保健所が東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。
- (8) 東京都健康安全研究センターでPCR検査を実施する。
- (9) 検査結果は、依頼元保健所を通じ医療機関に伝達する。

※ 検体の搬入時間帯、検査結果により、結果伝達は翌日以降となる場合があります。

- (10) 検査結果が陽性だった場合は、医療機関から保健所へ発生届(確定例)を提出。

(問合せ先)

東京都福祉保健局健康安全部

感染症対策課 防疫担当

電話 03-5320-4482

新型コロナウイルス感染症 連絡票 (Ver.3)

(東京感染症アラート検査対象患者 発生届)

(令和2年2月7日版)

受理年月日: 令和 年 月 日

医療機関の情報

医療機関名	(再:疑似症定点)	医師名
所在地(区市町村)	電話番号	

患者の属性

氏名(イニシャル)	年齢	性別
居住地(区市町村)	国籍	言語
所在地(区市町村)	職業	
同居者の有無	有・無(有の場合)構成[]	

チェック項目(該当するものに○を付けてください。)

※発熱は37.5℃以上

<input type="checkbox"/>	健康観察期間中の濃厚接触者が、発熱 または 呼吸器症状(軽症含む)を有している
<input type="checkbox"/>	発症前14日以内に、湖北省への渡航歴があり、発熱 かつ 呼吸器症状を有している
<input type="checkbox"/>	発症前14日以内に「湖北省への渡航歴がある人」との濃厚接触歴があり、発熱 かつ 呼吸器症状を有している
<input type="checkbox"/>	感染症を疑う症状があり、集中治療に準ずる治療が必要で、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要する

症状 及び 経過

症状等	発症日: [月 日] ・解熱剤使用 [有(月 日) ・ 無]
	発熱(最高): [°C] ・発熱(最終): [°C]
	症状: (咳・痰・呼吸困難・鼻汁・鼻閉・頭痛・ 倦怠感・筋肉痛・関節痛)
	インフルエンザ迅速診断キット: A型陽性・B型陽性・陰性・未実施
	肺炎: (有・無・未実施 所見())
	その他検査: (経過)
	基礎疾患: [有() ・ 無]
	重症度: [軽症・中等症・重症] ・入院予定: [有() ・ 無]

暴露歴

濃厚接触者	確定例(検査中含む)患者: [] 接触時期: [年 月 日] 健康観察期間: [年 月 日まで]
湖北省への渡航歴	渡航期間: [年 月 日 ~ 年 月 日] 入国日: [年 月 日] ・航空便名 [] 渡航目的: [] 同行者の有無 [有・無] [同行者: 名、家族・同僚・その他]
「湖北省への渡航歴がある人」との濃厚接触	渡航者: [] ・関係: [] 渡航期間: [年 月 日 ~ 年 月 日] 接触状況: [] ・接触時期: []

保健所記載欄(①~③は検査実施の場合に記載し、再度FAX)

保健所名	(電話)
担当者	
①K-net ID :	※疾患名は「新型コロナウイルス感染症」を選択してください
②健康安全研究センターへの搬入予定時刻	月 日 時 分頃
③検体の種類及び採取日	<input type="checkbox"/> 咽頭ぬぐい液(月 日採取) <input type="checkbox"/> 喀痰(月 日採取)

感染症対策課記載欄

検査機関	結果	陽性時発生届	事業推進へFAX	疫学調査票受理	K-net公開	保健所連絡
健安研/感染研	ぬぐい液 痰					

〔別紙 1〕 新型コロナウイルス感染症検体搬入等方法について

令和 2 年 2 月 7 日

1 検体採取から検体搬入までの留意点

(1) 検体採取

ア 原則、医療機関が検体を採取する。

イ 検体の種類は、原則として咽頭ぬぐい液とし、可能な場合は喀痰も採取する。

(2) 採取後の検体の保管方法等

検体採取当日に健康安全研究センターへ検体搬入することが望ましいが、翌日以降の搬入となる場合の保管方法は、以下のとおりとする。

検体	検体容器	検査までの保存温度	
		≦48時間：冷蔵	>48時間：冷凍*
咽頭ぬぐい液	麻しん風しんの容器	≦48時間：冷蔵	>48時間：冷凍*
	滅菌スピッツ又は試験管	翌日搬入：冷蔵	翌々日以降：冷凍*
喀痰	滅菌容器	≦48時間：冷蔵	>48時間：冷凍*

* 冷凍は、できれば-80℃以下

2 検体容器について

咽頭ぬぐい液の検体容器については、保健所が配布する容器をご使用ください。

保健所に配布している指定の容器以外で提出する場合は、空の滅菌スピッツ又は試験管（おおむね 10cc 程度の大きさを目安とする：上記 A の容器など）を使用し、これに検体採取後の滅菌綿棒を入れてしっかり蓋を閉めて下さい。培地入りの細菌用容器（シードスワブなど）や、生理食塩水の入った容器の使用は、検査に適しません。